

公安委員会 説明資料No. 1	古物営業法の一部を改正する法律案 の地方自治法第263条の3第5項の 規定に基づく通知について	平成30年2月8日 生活安全企画課
----------------------------------	--	------------------------------------

1 通知の趣旨

地方自治法第263条の3第5項の規定により、各大臣が地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策を立案しようとする場合には、当該義務を負う地方公共団体の長又は議会の議長の全国的連合組織に対し同施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずることとされているため、通常国会への提出を予定している下記2の法律案について、その概要を通知するもの。

2 古物営業法の一部を改正する法律案

(要旨)

最近における古物営業の実情等に鑑み、その受けるべき許可を、営業所等の所在する都道府県ごとの公安委員会の許可から主たる営業所等の所在する都道府県の公安委員会の許可に改めるとともに、古物商の仮設店舗（仮称）における古物の受取に係る営業の制限を緩和する等の措置を講ずるもの。

3 「地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策」に当たる理由

今回の古物営業法の改正案においては、

- 欠格事由の追加に伴う審査に係る事務
- 古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合に、あらかじめ、都道府県公安委員会に対して行う届出に係る事務

等の事務が増すことから、「地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策」に当たると考えられる。

1 全国作文コンクール開催の趣旨

「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」のための施策の一環として、中学・高校生を対象に行っている「命の大切さを学ぶ教室」の効果を高めるために開催しているもの（平成23年度以降毎年開催し、今回で7回目）。

全国からの応募作品（中学生37,292作品、高校生31,888作品）の中で特に優秀であると認められた作品を、国家公安委員会委員長賞（中学生、高校生各1名）、文部科学大臣賞（中学生、高校生各1名）及び警察庁長官賞（中学生、高校生各3名）として表彰。

※ 「命の大切さを学ぶ教室」は、犯罪被害者等が直面する心身の苦痛やその置かれた状況等について、犯罪被害者等から直接中学・高校生に語りかけ、犯罪被害者等への理解と共感の増進や規範意識の向上を図るもの。

2 表彰式次第等

(1) 日時、会場

平成30年2月10日（土） 午後2時00分から午後3時00分まで
ホテルグランドヒル市ヶ谷「白樺」の間（東京都新宿区市谷）

(2) 主催

警察庁

※ 内閣府、文部科学省、公益社団法人全国被害者支援ネットワーク、公益財団法人犯罪被害救援基金が後援

(3) 来賓

国家公安委員会委員長、文部科学大臣（初等中等教育局長代理出席）、後援団体代表者等

(4) プログラム概要

○ 表彰

各賞の表彰者から授与。

○ 優秀作品の朗読

国家公安委員会委員長賞及び文部科学大臣賞の受賞者が優秀作品を朗読。

○ 審査委員講評

審査委員を代表して、公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事長が講評。

※ 優秀作品は警察庁ウェブサイトで公表予定。

1 人身取引事犯の検挙状況等

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
検挙件数	25	32	44	44	46
検挙人員	37	33	42	46	30
うちブローカー	10	6	7	5	3
被害者数	17	24	49	46	42

(1) 被疑者の状況

- 国籍・地域別は、日本が25人(83.3%)であるほか、タイが3人(10.0%)、フィリピンが1人(3.3%)、ペルーが1人(3.3%)。
- 職業別は、風俗店等関係者16人(53.3%)、無職3人(10.0%)、その他(会社員、自営業等)11人(36.7%)。

(2) 被害者の状況

- 国籍・地域別は、日本28人(66.7%)、タイ7人(16.7%)、フィリピン5人(11.9%)、ベトナム1人(2.4%)、ブラジル1人(2.4%)。
- 性別は、女性41人(97.6%)、男性1人(2.4%)。
- 年齢層別は、20歳未満が25人(59.5%)、20～29歳が11人(26.2%)で、両方で8割以上を占める。
- 被害の形態は、売春等の性的搾取が30人(71.4%)であるほか、ホステスとしての稼働が11人(26.2%)。
- 外国人の被害については、ホステスとしての稼働や性風俗店において売春を強制される事案、日本人の被害については、未成年者の無知に乗じて性的搾取が敢行される事案が多い。
- 男性被害者(児童)は、暴力団員に露天商従業員として稼働させられていたもの。

2 検挙事例

(1) カンボジア人女性等被害に係る人身取引事犯(群馬県警察)

被疑者らは、カンボジア国内において「日本でホステスをすれば稼げる。」などと甘言を弄して同国の女性7人(※)を来日させ、スナック店での売春を強制するなどし、その代金を搾取していたもので、被疑者(4人)を出入国管理法違反等で逮捕(1月)。

※ 平成28年に被害者として計上

(2) 日本人女性等被害に係る人身取引事犯(大阪府警察)

被疑者は、モデル募集を装ったインターネットのサイトに応募してきた日本人等女性(未成年)に対し、アダルトビデオの撮影に関する契約書への署名を強要し、性交を含むアダルトビデオの撮影に応じさせ、その動画の販売を行ったもので、被疑者(1人)を強要罪等で逮捕(6月)。

3 今後の対策

(1) 人身取引事犯の確実な認知、実態解明

- 関係省庁、外国関係機関、NGO等との情報交換
- 人身取引被害申告リーフレット等の活用

(2) 人身取引被害者の的確な保護・支援及び保護機関との連携

- 女性相談センター、児童相談所等と連携した保護対策

(3) 人身取引事犯の取締りの徹底

- 各種法令を多角的に活用した取締り

1 国会への年次報告等

通信傍受法第29条の規定に基づき、前年中の通信傍受の実施状況について、閣議を経て、国会に報告するとともに、公表するもの。

※ 法務省・厚生労働省・国土交通省との共同閣議請議

2 報告内容

平成29年中は、警察において、組織的なけん銃事犯1事件、組織的な逮捕監禁等2事件、組織的な窃盗等5事件、組織的な詐欺等3事件及び組織的な恐喝等2事件の合計13事件に関し、携帯電話を対象とする51件の傍受令状の発付を得て傍受を実施し、その結果、計61人を逮捕したもの。

なお、平成29年に入り、平成28年中に傍受を実施した1事件で、計2人を逮捕している。

※ 平成28年中の実施状況

- ・ 実施事件～11事件
- ・ 傍受令状の発付～40件

3 今後の予定

平成30年2月16日 閣議

同日 国会報告

同日 公表（警察庁ホームページへの掲載等）

4 参考

平成12年8月の通信傍受法施行から平成29年までの間における同法の適用は、133事件（傍受令状発付414件）となった。

1 特殊詐欺の認知状況

- 認知件数は18,201件（前年比+4,047件、+28.6%）で、前年から増加。被害額は390.3億円（-17.4億円、-4.3%）と3年連続で減少。
- 前年減少したオレオレ詐欺は、認知件数・被害額ともに増加。キャッシュカード手交型が大幅に増加したことによるもの。
- 架空請求詐欺の認知件数は前年からの増加が継続。電子マネー型が大幅に増加したことによるもの。なお、収納代行利用型も下半期に急増。
- 振込型のうち還付金等詐欺は、関係事業者と連携した取組を推進した結果、認知件数・被害額ともに減少に転じた。
- 高齢者（65歳以上）が被害にあった件数は、全体の約7割（オレオレ詐欺、還付金等詐欺では9割以上）。

2 平成29年における特殊詐欺対策の取組

(1) 被害の防止

- 金融機関等と連携した声掛けにより、17,106件（+3,967件）、182.5億円（-6.1億円）の被害を阻止（阻止率は49.8%）。
- 一定年数以上ATMでの振込実績がない高齢者のATM振込限度額を設定する取組を推進（29年末現在、47都道府県、378金融機関）。
- 多発する手口への対策として、犯行手口の広報、コンビニエンスストア等と連携した注意喚起等の取組を実施。

(2) 検挙の推進

- 検挙件数は4,654件（+183件、+4.1%）、検挙人員は2,490人（+121人、+5.1%）。
- 犯行拠点68箇所（+11箇所）を摘発
- 犯行利用電話の無力化（警告電話事業の開始、携帯音声通信事業者への情報提供による役務提供拒否等）

3 今後の取組

- 官民一体となった効果的な被害防止対策の推進
高齢者の被害や多発する手口の被害を防止するための官民一体となった被害防止対策の推進
- 犯行グループの壊滅に向けた更なる取組
架け子及び受け子等の検挙を推進するとともに、中枢被疑者の検挙を指向
- 犯行に利用される電話の無力化に向けた更なる取組
関係省庁・事業者と連携の上、犯行に利用された電話の実態に応じた無力化対策を推進